

3月定例教育委員会議事録

平成27年3月16日（月）9：00～

○委員長 それでは、ご起立ください。ただいまから平成27年3月定例教育委員会を始めます。よろしくをお願いします。

○（一同） よろしくをお願いします。

○委員長 それでは、教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

○教育総務課長 はい。それでは、今日の議案等について説明させていただきます。本日は議案18件ということで、報告事項も16件あり、合計が34件になっております。よろしくをお願いします。

○委員長 教育長から一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

○教育長 はい。それでは、一般報告をさせていただきます。お手元の資料に基づいてご説明をいたします。2月12日から始まっておりました2月定例県議会が先週、閉会をいたしました。このたびは、地方創生という大きなテーマ、それからもう1つは、子どもの貧困対策ということでの教育の関係もございましたが、そうしたことが中心でいろいろな議論がなされました。代表質問は自民党の小谷茂議員、それから絆の伊藤保議員でございましたが、小谷議員からは、この地方創生時代にあって、非常にものづくりというのが大切になってくる。そこに向けて、高校生の地元定着というあたりが大きく課題となってくるであろうということで、そうしたものづくり人材の育成であるとか、地元企業との連携でありますとか、それから、工業高校で思いきった取組をしてはどうかということで、他県の専攻科をつくっている例を取り上げて、魅力向上の取組を積極的にしてはどうか、というようなご質問がございました。また、伊藤保議員からは、投票権が18歳に引き下げられるということに関連して、政治教育をしっかりと充実していかなければならないのではないかとということでありますとか、子どもの貧困対策として、一人ひとりにきめ細やかな教育を行うために、特に高校の学級定員、今、専門高校は38人ですけれど、それをさらに引き下げるような取組を検討してはどうかというようなご質問がございました。詳しくは、別添の答弁の資料をお配りしておりますので、また、読んでいただければというふうに思います。2月27日には、議会中ではありましたが、これは来年度から新たに日本遺産というのが文化庁の制度で設けられます。世界遺産に直接はつながらないということでございますが、日本の素晴らしいそうした文化を守りながら、活用するという、それを使って観光に活用していくという、その情報発信の部分も非常に大切な制度でございます。初めての認定作業が進められているなか

で、大体16～17件を今年、新規の第1回目として認定されるのですけれど、それに向けて80件ぐらいが申請されているので、ちょっとアピールしないといけないということで、三朝町長とともに文化庁次長のところに行って、三徳山の関係を、しっかりと説明をさせていただきました。なかなか厳しい件数ではございますけれども、各県から何件も出ている県があるようでして、各県で2件にまず絞って出し直してくださいというような作業を今進められているようでした。鳥取は1つしか出していませんので、その部分は通っているということでございます。今後、専門家を交えた検討を進めるなかでの認定が行われるということでございます。3月2日、あるいは9日、10日にかけて、各県立学校の卒業式が行われまして、それぞれの委員さんに、学校においていただきました。ありがとうございました。それから、3月4日には、第3回の鳥取県いじめ問題対策連絡協議会を教育センターで開催いたしました。私は、冒頭のあいさつだけで失礼をさせていただいたんですけども、川崎市の中学校1年生の殺害事件についても少し冒頭のあいさつで問題提起をしまして、特に子どもたちの間ではある程度情報が知れわたっていたのに、その情報が大人に伝わっていなかったという部分が非常に課題であろうということで、そこを何とか、いろんな形で情報を吸い上げるといいますか、何か工夫がこれからののではないかなというようなことで課題提起をしました。いろいろな意見が出てきたようでございますが、そうしたことを整理しつつ、また、そこへの対応も行っていきたいというふうに考えております。それから同じ3月4日には、生涯学習分科会の会議が開かれました。また後ほど詳しく報告させていただきたいと思っております。報告につきましては以上でございます。

○委員長 はい、ありがとうございます。

では、議題に入ります。本日の署名委員は若原委員と佐伯委員をお願いいたします。

○委員 はい。

○委員長 なお、本日の議案がある報告事項のうち、1号から7号及び報告事項アからエまでは人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○（一同） はい。

○委員長 それでは、そのような取り扱いにさせていただきます。関係課長以外はご退出ください。

3 議事

[非公開]

議案第1号 教育委員会事務局人事（課長級以上）について

[非公開]

議案第2号 市町村（学校組合）立学校長人事について

[非公開]

議案第3号 県立特別支援学校長人事について

[非公開]

議案第4号 県立特別支援学校事務長（課長相当職）人事について

[非公開]

議案第5号 県立高等学校長人事について

[非公開]

議案第6号 県立高等学校事務長（課長相当職）人事について

[非公開]

議案第7号 平成27年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について

[非公開]

報告事項ア 教育委員会事務局人事について

[非公開]

報告事項イ 市町村（学校組合）立学校教職員人事について

[非公開]

報告事項ウ 県立特別支援学校教職員人事について

[非公開]

報告事項エ 県立高等学校教職員人事について

○委員長 では、これで非公開の案件が終わりました。

これより公開といたします。それでは議案第10号から第13号まで一括して説明をお願いします。

[公開]

議案第10号 平成27年度アクションプランについて
教育総務課参事 説明

○教育総務課参事 議案第10号、平成27年度アクションプランについてということで、教育総務課です。このアクションプランですけれども、教育振興基本計画を着実に実行するために、具体的な事業だとか取組を毎年度アクションプランとして作成して、公表しているものです。このアクションプランですけれども、9月に中間評価ということで、関係者のアンケートをとりなが

ら中間評価を行い、次年度の事業への反映を検討しております。また、年度末には最終的な点検・評価ということで作成して、公表しているものです。このアクションプランの内容ですけれども、教育振興基本計画に定めております5つの目標と、特に力を入れたい18の施策と重点取組に沿いまして、平成27年度に実施する事業を記載しているものであります。少しだけ主な事業を紹介させていただきたいと思います。まず12ページ、ご覧いただきたいと思います。12ページの上から3番目で、鳥取県版のキャリア教育推進事業ということで、これは自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成ということの中で記載しておりますけれども、生徒一人ひとりが将来社会的に自立していくために必要かつ基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育を全ての県立高校で実施し、夢や希望に向かって果敢にチャレンジして、将来の日本や鳥取県に貢献する気概のある生徒を育成するということで、キャリアプランナーのスーパーバイザーを配置しまして、各学校がキャリア教育の推進計画、そういったものの作成支援を、このスーパーバイザーがしたり、あと、キャリア教育の推進協力企業を認定しまして、職場体験の受入れだとか学校への講師派遣というような取組をすることとしております。

続いて、15ページをお開き願いますでしょうか。中段から特別支援教育の充実ということで、一番上のところでは、特別支援学校のICTサポート事業ということで、特別支援学校におけるICT教育の充実を図るために、民間の委託によりまして、サポートセンターを設置します。それで、機器活用のサポートだとか、教材作成を支援する取組を行うこととしております。まず定期的な研修会等を実施して、各特別支援学校でのICT教育の推進者を養成することとしておりますし、あと、高等学校の生徒がタブレット端末を活用しながら特別支援学校と交流だとか協働学習を行って、お互いを理解し合うような取組を行うこととしております。

18ページをお開きいただきたいと思います。⑥のキャリア教育と移行支援の充実のところの上から4番目の特別支援学校生徒の職場定着推進プロジェクトということで、特別支援学校の琴の浦高等特別支援学校に定着支援コーディネーターというものを配置しまして、企業だとか関連機関との連絡調整を行うなどして、卒業生の職場定着に向けた取組を積極的に行うこととしております。

21ページ、お開き願えますでしょうか。一番下のほうに、いじめ問題等への取組ということで、そこが一番下ですね。「学級づくり・人間関係づくり」推進事業ということで、学級づくり・人間関係づくりの取組を積極的に進める中学校区を指定しまして、ソーシャルスキルトレーニングなどを位置付けた教育活動等の実践を推進し、また、その実践の成果を反映させたハンドブックの作成をし、あと研修等で全県的な取組を進めていくこととしております。

続いて27ページ、お開き願います。県民に開かれ、信頼される学校づくりということで、上から5番目の特色ある小中9年教育支援事業ということで、地域住民の参画によりまして、中学校区内でネットワーク会議を設置して目指す子ども像の共有と協働による学校運営を進めまして、小中9年間を見据えた小中一貫教育を推進する市町村の取組を支援しようというものでございます。

続いて、隣の28ページ、中ほど、教職員の過重負担・多忙感ということで、一番上の教職員いきいき！プロジェクト推進事業ということで、教職員の多忙感解消のためプロジェクトチーム

で対策を検討するとともに、平成26年度、今年度実施しましたモデル校の取組を他の学校にも横展開していくことで、多忙感の解消を図っていきたいと思っております。

続いて30ページ、お願いします。30ページの中ほど、⑤でICTを活用した教育の推進ということで、そこの中の4番目でICT活用教育推進事業ということを挙げています。ICT機器の活用の推進をするため、研修だとか学校訪問型の研修を充実することとしておりますし、さらに産官学からなるICT活用教育推進協働コンソーシアムを設立しまして、現場のソリューションの開発等に取り組んでいくこととしております。このアクションプランですけれども、本日の教育委員会で議決いただきましたら年度内に県内全ての市町村教育委員会なり学校、あとPTA関係団体にも送付するとともに、県教委のホームページでも掲載して公開することとしております。説明は以上です。

[公開]

議案第11号 みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン（鳥取県教育委員会特定事業主行動計画）について
教育総務課長 説明

○教育総務課長 はい。引き続きまして、議案第11号、みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プランについてということで、説明いたします。資料の1枚開いていただきましたところを見ていただくと概要を書かせていただいております。次世代育成支援対策推進法が元々今年度末で時限立法ということで制定されておりましたが、これにつきまして、期限が平成36年度末まで延長されたということに伴いまして、鳥取県教育委員会の事務局及び県立学校の教職員に対しましての特定事業主としての行動計画を作成するということが必要になってまいりましたので、それについて作成させていただくものです。

内容につきましては、基本的な内容につきましては現行の特定事業主の行動計画を改正する形で見直しております。考え方としましては、見直しの方針のところに書いている、丸のところは何点か書いておりますが、基本的には10年間という期間があるんですが、5年間を計画という形で定めさせていただければと思っておりますし、現在の目標を少し上げたいと思っております。一番必要なものとしては、育児休業の男性の取得率というものを現行、10%を目標としておりますが、15%に上げる形にできればと思っております。また、視点といたしましては、その下以降、ひと言書いておりますが、女性のやはり継続就業の視点とか時間外を縮減したりして、働きやすい職場ということをスタンスに取り組みたいと考えております。実際のプランにつきましては、3ページからがプランの中身となっております。4ページに事業主として行うべき内容や取組について書かせていただいておりますし、5ページ、6ページのあたりを見ていただければと思うんですが、一応具体的な数値目標もいくらか立てないと指標としての判断材料の部分がありませんから、あげておりますが、大きい部分としては、育児休業、産休等に伴う代替職員を配置していく点なり、5ページの下の方のところに書いてありますが、出産に伴う配偶者の休暇には基本的には100%なり、育児休業の15%の部分において、いわゆる育児休業と配偶者

の出産休暇についても、90%を100%にする等々の目標にしています。また、6ページのところで有給休暇の取得率や衛生委員会の開催の月1回開催などを具体的な数値目標として、この5年間の育児に係る等々の支援のプランとして策定をさせていただきたいということでございます。概要については以上です。

[公開]

議案第12号 平成27年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則の新設について
教育総務課長 説明

○教育総務課長 次に、議案の第12号につきまして説明いたします。平成27年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則の新設についてということで、名前は新設なんですけど、基本的な内容といたしましては、今回、地教行法の改正及び教育委員会の組織の改正に伴いまして、9つの教育委員会の規則を一括して改正をしようとする内容のものでございます。開いていただきますと、新設の概要のところを書いておりますが、内容的には概ね4つぐらいのパターンに分かれておりますけれども、1つは組織改正に伴います所管事務の移管に伴う部分の改正です。いじめ・不登校総合対策センターのほうに、生徒指導の部分がある程度一元化するなり、教育相談を教育センターからいじめ・不登校総合対策センターのほうに移管に伴うこと。また、教育センターの研修企画課を教育企画研修課に改めること等々、組織に伴う改正の部分というものを今回改正させていただこうと思っているのが大きな1点目でございます。また、職の設置規則で、今回、文化財課のほうに造園技師さんを配置したいと考えておりますので、それに伴う職の追加をしております。また、地教行法の改正に伴う分、何点か改正しております、会議規則、傍聴規則、事務の運営に関する規則等を改正しております。これで条文のずれ等に伴う整理を行っております。また、鳥取県教育委員会公聴会規則という規則があったのですが、こちらにつきましては、旧教育委員会法を根拠にした規則で、地教行法の改正の整理の関係で全規則を見ておりましたら、あったものです。根拠となる法が規定していた公聴会という形のもので、実際、開催しておりませんし、根拠法も廃止されているため、この規則を廃止させていただくような形のもので、全体的に9個の規則について改正をさせていただきたいと思っております。

具体的な改正の内容につきましては、2ページ以降に個別のそれぞれの改正の内容について書かせていただいておりますが、一番はじめの文書が概ね組織改正に伴う内容のもので、また、附属機関も個別の委員会の附属機関等、基本的に全部明記する形になっておりますので、それに伴う改正等が3ページ、以下、先ほど説明させていただいた概要のものとなっております。

[公開]

議案第13号 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について
教育総務課長 説明

○教育総務課長 続きまして、議案の第13号で、鳥取県教育委員会事務処理権限規程の改正について概要を説明させていただきます。これにつきましては、今回、教育委員会等の事務の改正等もありまして、また、知事部局の事務処理権限規則等の整合等をとるという部分で、変えさせていただければと思っております。大きく変えさせていただきたいと思っております部分は、現在、教育次長及び次長につきましては専決部分がなかったんですが、今回、教育長と教育次長等との業務のある程度の分担ということも踏まえて、教育次長に専決ができる事項ということを新たに加えさせていただければと思います。また、知事部局との事務の規則の表記等の一元化として、いわゆる一般に関する全課に関する事項につきましては、ここの規則の中で記載していますが、改正前は個別の教育長権限事務においても、個別の課ごとの専決事項についても定めていたんですが、そこについては、知事部局においては、個別の各課の専決事項については、それぞれの通知等で対応するという形になっておりまして、教育委員会のほうについても同じような手続き体系に改めさせていただきたいということで、今回、その部分を規則からは削除する形で、教育長のほうで基本的には定めるという形に変更をさせていただきます。個別のそれぞれの事案につきましては、それぞれ各課との状況の中で移行させていただいているもので、特に大きく具体的な決裁権限の内容について変更があるものではございません。概要については以上でございます。

○委員長 それでは、10、11、12、13の部分、ご質問、ご意見等があればお願いします。このアクションプランについては、基本的には1個1個、より詳細なこういう実施プランという、こういう形で進めていこうということが決まっているということですよ。

○教育総務課長 そうですね。はい。今年度の予算なり、元々の振興計画で方向性を出したものについて、具体的な予算内容等を改めてその振興計画の柱に整理をし直しているということで、具体的に実施することを全て来年度予算化したり、実施しているというところで、その中で、なお、各課として重点に取り組んでいくべきというところを重点事業という形で丸をして整理させていただいております。

○委員 12ページの、ICTを活用した学び直しプロジェクトはいいなと思いました。特定の学校でするんですか。

○高等学校課長 まず、今でも学び直しに取り組んでいる学校もあるんですが、それにICTを入れてみると有効だろうということで、まず、智頭農林高校が中心になって進めていきます。また、こういったことを踏まえまして、必要だったら有効だよということで広げていこうかなというふうに考えております。

○委員 分かりました。

○高等学校課長 今はペーパーベースでやっているんですけど、ICTを使うと非常に有効ではないかというところで進めてきております。

○委員 ただ、各校に機器を使える状態になっているんですか。

○高等学校課長 ペーパーのレベルではございまして、それを、ICTに落として使っていける構想まではやっております。あと、その機器が導入されますと、そのソフトを導入しまして、使えるようになるように準備をしております。

○委員 分かりました。

○委員 議案第12号の4ページですけれども、ここだけ見ると、教育センターですけれども、ICT活用教育推進協議会がなくなるということですか。

○教育センター所長 はい。附属機関として目的を達したので、来年度はございません。

○委員 協議会としてなくなるということですか。

○教育センター所長 はい。協議会は廃止します。

○教育長 ビジョンをつくる前段の専門的な議論をしていただいて、とりあえず私に提言をいただいた段階で、一応役割は終了したということで、また別の意味での広げていくための組織というのは、別に考えないといけないとは思っています。

○委員長 そうですね。これは確かに別の組織はあったほうがいいですね。

○教育長 後追いをきちんとする必要がある。

○次長 それを今度進めていくときに、コンソーシアムという民間も入っていただいたような形で、具体的な作業を進めます。こういう附属機関という形の置き方ではないので、これは落ちるということになります。

○委員長 12号で、市町村立幼稚園が加わったというのは、これは、認定こども園とかそういうのは、除くという感じですか。

○教育総務課長 そうです。認定こども園法のほうが改正になりまして、この4月から幼保連携型の認定こども園のところについては、基本的には知事部局のほうに行き、こちらのほうの部分としては、いわゆる幼稚園の学校の部分というようなところの法の伴う整理に伴って改正をさせていただいている部分です。

○次長 これは、従前、改正前は市町村立学校という表現しかなかったんですけども、この学校教育法で幼稚園が学校という位置付けもあるということで、そういうことで、はっきり明確に市町村立幼稚園については、改正後の規定のところに入れていこうと、そういうことで見直しをすると、そういうことでありますので。

○委員長 幼稚園も学校ですか。

○次長 学校教育法に定める施設ということになるものですから、対象に入るんですね。

○教育長 認定こども園は、はっきり除くという整理なんでしょう。

○教育総務課長 そうです。法制的な表現の部分もありまして、教育総務課のところ、まず市町村立学校と書いてある6号の改正のところなんですが、幼稚園を除くというように、している関係で、表現上として、全て次の教育環境課以降については市町村立幼稚園の補助に係るものは加わるというような部分等が入っているというようなところが、どうしても、法制的な用語の部分があります。先ほど次長が申しました、基本的には幼稚園は学校ということで、市町村の部分については今と同じように教育委員会のほうが担当で、認定こども園については、知事部局のほうに整備をしている形に整備をしています。

○委員長 すみません。細かいことなんですけれど、13号の教育長の専決事項が前項の規定にかかわらず、なくなったのは、さっきご説明いただいた分をもう一度教えていただきたいです。

○教育総務課長 はい。教育長の専決事項ということもあるので、委員会にかけるといっても、

教育長が個別に順次柔軟に別に定めていくという形に整備するというほうが、知事部局のほうの規則のほうも、知事の事務決裁規則の中でも一般、いわゆる全課にかかわる一般事項は規則の中に定めてあるんですけど、個別の一つひとつの法令、認可の手続き等に伴う個別の各課長や部長の専決というのは通知で随時等で対応できるようにというふうに整理してあるもので、教育委員会もそこについては同じにしていこうということです。この規則のほうでは、教育委員会に係る専決する部分については、やはり教育委員会にかける必要があるということで残っているんですが、教育長の元々持っている権限なり、教育長に委任された事務等については、教育長に任せるという形で、別に定めるところで、委員会の規則案件からは外すべきではないかというのが政策法務課の考えがありますので、知事部局とその体系の作り方の統一も合わせたほうがいいかということなのです。

○委員長 新制度との関係と思ったんですけど、そういうわけではないのですか。

○教育総務課長 そういうわけではなくて、今回は、そういう部分も合わせて改めて規則全部を法制担当と全体を協議したところ、知事部局との規程の考え方の整理や、教育委員会が持っている権限事務と教育長が持っている権限事務とは、少し整理して分けたほうがいいんじゃないかということになりました。委員会にかけるのは、あくまで教育委員会が持っている権限分は当然教育委員会にかけていくべき部分で規則に残しているんですが、教育長が持っている権限の委任の分は、教育委員会にかけられるまでもなく、教育長が柔軟に対応するというので別に定めることで、委任根拠だけあればいいんじゃないかという考え方での整理を、法制等と協議をした結果、そうになりました。

○委員長 よろしいでしょうか。10号から13号まで、まとめて決定ということでよろしいでしょうか。

○(一同) はい。

○委員長 では、10号から13号までを決定いたします。

続いて、議案第14号の説明をお願いします。

[公開]

議案第14号 鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部改正について

小中学校課長 説明

○小中学校課長 議案第14号。小中学校課でございます。鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部改正についてでございます。はぐっていただきまして、これは、義務教育、小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令が改正されたことに伴っての改正でございます。具体的には、2ページのところにお示ししておりますが、条文が、改正前は目的のところ、この規則は第11条の規定に基づくということがございましたが、ここのところの施行令が変わって、第10条に変わりましたので、それに伴って変更するものでございます。以上でございます。

○委員長 これはいいですね。原案どおりとしてください。

今度は15号をお願いします。

[公開]

議案第15号 鳥取県ICT活用教育推進ビジョンの策定について
教育センター所長 説明

○教育センター所長 はい。議案第15号です。教育センターです。鳥取県ICT活用教育推進ビジョンの策定についてということで、1枚はさんでいただいております。ビジョンについては、これまで、先ほど出ました協議会の開催、協議会からの提言、それからビジョン案についてのご意見をいただいたり、パブリックコメントにかけるということ、それから、そのご報告までしております。この委員会で何度か見ていただいておりますが、このたびビジョン案としてつくってききましたので、提出するものです。

パブリックコメントでいただいた意見の主な点としまして、県は、市町村と連携をしっかりと取るようにということですか、学校自体がICT機器の活用の導入の理念とか意義を十分に理解するように、促進を図ってほしいということがありましたので、その点について、ビジョン案に追記しております。特に先ほどコンソーシアムという言葉が出ましたが、ビジョン案の中では17ページでございます。ビジョンの効果的な推進に向けた取組ということで、3の(1)の3つ目の丸の2行目ですけれども、県内の民間企業や大学等との連携のもと、コンソーシアム的な仕組みによりビジョンの推進を図ることが有効と考えられるということを記載しておりますが、すでに、特に鳥取環境大学のほうにお願いし、あるいは知事部局の、商工労働部のほうに企業の紹介をしていただいたりして、この案に決定していただいた後には、すぐにでも動き始められるような準備をさせていただいております。今日、決定いただきましたら、このビジョンの内容の、公表の作業にかかって、特にもう一度、ビジョンの表紙に戻っていただけたらと思うのですが、副題として、「21世紀にふさわしい学びの創造に向けて」ということを書いておりますけれども、何度か説明のときに申し上げてきました、ICT機器を導入するのが目的ではなく、この新しい学びにどのように使うかということ、これからも検討したり修正したり工夫していくんだということを訴えていきたいと思っておりますし、そのような形で公表の際にも工夫していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長 まさにこれからPDCAをどんどんやっていくということになると思うんですけど、新年度はモデル校のようなものはあるのですか。

○教育センター所長 高等学校で2校、高等学校課の事業を引き継いでいくことをまず確実に実施していこうと思っております。

○委員長 具体的にはどこですか。

○教育センター所長 智頭農林高校と鳥取西高校の事業になります。

○教育長 それ以外に8校、これは学校のほうが手をあげてきています。8校でそれぞれ自分のところの課題解決のためにモデル的に取り組んでいくことを県立学校でやって、あと市町村との

連携はまだ具体的には定まってないんですけども、日南町が今度小中一貫を目指すなかで、今、高学年から中学校にかけて1人1台体制になっていますので、そうしたところと上手に情報交換しながら進めていき、いいところを広げていくというような取組を考えています。

○委員長 そうすると、県教委としてはその辺の部分具体的に推進していく、中心になるのはどこになるのですか。

○教育長 教育センターです。

○委員長 教育センターですね。教育センターで、ICTの担当セッションができるのでしょうか。

○教育長 今、元々あるのですけれども、そこと学力向上と組み合わせることで、組織的な、スケールメリットを出しながら、いわば新しい学びの中でのICTの活用という位置付けで取り組んでいくということで、少し人員的には強化をしているところです。

○委員長 なるほど。

○委員 質問です。50ページのBYOD（ビーワイオーディ）とこれは呼んだらいいですか。

○教育センター所長 企業でも使われているみたいで、BYODで通じているようです。

○委員 ああ、そうですか。確認でした。

○委員長 今、教育長がおっしゃったイメージは、この一番最後のものでいいのですか。県立高等学校8校となっていますね。

○教育長 はい。

○委員長 2校以外に8校あるということですか。

○教育長 はい。

○教育センター所長 8校は智頭農林、鳥取工業、鳥取湖陵、倉吉総合産業、米子西、米子南、境港総合技術、日野という8校です。タブレットを導入するというような計画がございます。

○委員長 鳥取西は入っていなかったのですかね。

○教育センター所長 それとは別に、智頭農林と鳥取西高がこれまでの高等学校課の事業を引き継いで行っていくということを考えています。

○教育長 その2校はこの絵の中に入っているのですか。

○教育センター所長 絵の中では特別に書かれてないです。

○委員長 その8校や、これから市町村にも広げることになると思うのですが、各学校ではどういう取組になるのですか。

○教育センター所長 各学校では学校のいわゆる独自事業を活用しながら、例えば鳥取湖陵が特別支援学校に出かけて行って、特別支援学校のそれぞれの子どもたちに相応しいアプリの使い方などを一緒に考えたりするということを計画していることを聞いております。

○委員長 じゃあ、1校ごとにすでに計画はあるということなのですか。

○教育センター所長 学校ごとの計画があって、予算要求が学校からもなされているというふうに把握しております。

○委員長 なるほど。従前、私が申し上げているのですけれども、総論賛成と言いながら、具体的な、本当に現場のところで何か進まないというようにならないようにということが一番危惧して

いるところであって、どんな形であれ、それぞれの学校の現状とか課題意識の中で、自分が責任を担う先生に1人立ちしていただいて、しっかりと実践が進んで、それが共有されていく形が一番、今は必要だと思うので、そこのところをぜひしっかり進めていただければと思います。

○教育センター所長 先日も土曜自主セミナーで、初任者を自認する先生方を対象にタブレット端末の活用、特にどのように映したら、子どもたちがよく理解できるかということを研修したんですけれども、本当に初めて触ったけれども、意味があるとか、使い方が頭に浮かんだとか、そういうこともございました。教育センターも出かけるセンターという形で、呼ばれたら出かけていって、学校で研修をしようという体制は整っていますので、どんどんそういう案内をして、こういう使い方がありますよということを宣伝していこうと思いますし、そのときには、前提となる新しい学びがどのように考えられているかということも説明して、そのなかで、こういうふうに使ってほしいんだというようなことを言っていこうと思っております。

○教育長 先ほどのモデル校の学校数は、実質9校になりますけれども、校内推進体制なども含めて、27の取組をちょっと整理して、一度資料でお示ししたいと思います。

○委員長 ICTは万能で、ICTがあればどうこうってことではなくて、別に、絶対に入れなきゃいけないということもないのかもしれないんですけど、やっぱり教育現場がよりクリエイティブになっていくために、課題があり、それぞれの子どもが、いろいろ考えていくなかで、こういうICTというものをどう生かしていくかというのは、新しい教育をするという意味での象徴的なことだと思うので、そういうものがうまく機能していくように体制をしっかりつくっていくことが、鳥取県の教育に非常に必要なことだと思います。教育委員会の中での1つの象徴的な、重要な課題だと思うので、そこのところはしっかりやってもらいたいと思います。

○教育長 1つだけ印象に残っている取組が、鳥取湖陵高校の情報学科で、とにかく情報学科の生徒は1人1台体制で授業ができるようにするなかで、いろいろな協調学習的なことも進めるんですけども、もう1つ大きな連携事業として、特別支援学校と連携をして、実際にその特別支援学校が使うアプリケーションについて、自分たちがそれをどうやったら使いやすいかという説明書をつくって、特別支援学校のほうに提供をするというようなことで、自分たちの知識が社会に役立っていく部分も合わせて、ICTを使って学んでいく取組もやってみようかということがあるみたいですから、いろんな多分使い方があるんだと思います。

○委員長 そうですね。確かにおもしろいですね。

○教育長 はい。

○委員長 これも原案どおり決定といたします。

続いて、16号から18号まで、まとめて説明をお願いいたします。

[公開]

議案第16号 単位制による全日制等の課程の運営の特例に関する規則の改正について
高等学校課長 説明

○高等学校課長 議案第16号でございます。高等学校課でございます。単位制による全日制等

の課程の運営の特例に関する規則の改正についてでございます。1ページをめくっていただきますと、実はこの規則はもう少し長いものでございましたけれども、議案のタイトルとして長いので、全日制等とさせていただきます。正確には、単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正についてということでございます。

改正内容につきましては、単位制による課程を実施している県立高等学校の学期を現在は2学期制とするというふうに規則で定めておりますが、2学期制から3学期制ということで、3学期制を可能にするというものでございます。概要の(1)でございますが、単位制によらない課程に係る学科と同じ、つまり単位制ではない学科と同じように3学期制又は2学期制とするという改正をしたいということでございます。そもそも、単位制と申しますのは、各学年制をとらないで、要するに3年の修学年限、修業年限であるとするれば、3年間のうちに単位を揃えるということでございます。そもそも昭和63年に単位制高校をつくるということを学校教育法の施行規則で定めまして、その同じ年度に、鳥取県では定時制通信制課程を単位制として導入いたしました。これは、もちろん勤労青少年がおりますので、なかなか1年続けて学ぶということもできないですし、半期という形で、前期・後期という形でその単位の分割をして、配置することによって、少しずつでも単位をとって行って、修業ができるということを配慮しました。それから、現在でも、例えばいろいろな学び方をしている学びの履歴を持った生徒がおりますけれども、その生徒にもやっぱり定時制として単位を分割履修しておくことは有効であるということで、定時制高校につきましては、2学期制をずっと続けていくということにはしておりますが、平成5年度から鳥取県でも全日制でも単位制の高校をつくりました。全日制の単位制の高校といたしても、やっている内容は学年制の高校と同じことです。ただ、単位の認定のところで単位制をとっているということになります。この規則では2学期制とするということにしておりましたので、全日制の運営をする上では、やりにくいところが多々ございました。この2学期制とすると明記しておりますのは、中国・四国地方の鳥取県だけでございます。元々定時制で発足したものを全日制に合わせているという面がございましたので、校長会等の強い要望もございましたので、どちらでもできるという形に改正するものでございます。以上でございます。

[公開]

議案第17号 鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について
高等学校課長 説明

○高等学校課長 議案第17号でございます。高等学校課でございます。鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂でございますけれども、教職員の給与の見直しにあたる、いわゆる現業職員の給与表の改訂につきましては、教育委員会規則等で定めるということになっております。給与の改正につきましては労働協約によるということになっておりますので、今回の給与表の改訂につきましては、労働協約の一部改訂ということで実施するものでございます。

[公開]

議案第18号 現業職員の給与に関する規則の一部改正について
教育総務課長 説明

○教育総務課長 議案第18号ですが、これについては労働協約とセットなのですが、現業職員の給与に関する規則の一部改正ということで、労働協約には労働条件なり勤務の基本的な情報と、いわゆる給与の情報があるのですが、規則の部分についても当然教育委員会で現業職員については定めるという形になっております。一般の職員は条例で定めるのですが、現業職員については地方公務員法の一部適用外等のこともありますので、教育委員会規則で協約に基づいて給与が決まるという、一般企業と同じ考え方に準ずる形になります。

内容につきましては、一般の県職員の分につきましては、12月の条例改正で、この4月1日から給与表の改正が行われましたので、この4月1日からの適用部分について、今回、規則改正するものです。基本的には、内容は県職員の一般職等と同じ内容ですが、そのうちの1級から3級の部分についてだけ同じ額で定めております。内容は、国家公務員の給与表そのものが、いわゆる地域の実情に応じた給料ということに変わるものと、高齢層の給与の分を少し抑えて、若年層の給料を引き上げるという形です。そうは言っても、給与削減部分がありますので、一番最後のページのところにありますが、下がっている方の給料について3年間は経過措置で、昇給で上がってくるまで少し調整をするという形のを条例で定めておりますので、それと同じものを現業職員にも適用するというので、改正をさせていただくものでございます。

○委員長 では、16号から18号までも原案どおり決定いたします。

続いて19号、20号をまとめてお願いいたします。

[公開]

議案第19号 文化財課の県指定について
文化財課長 説明

○文化財課長 はい。文化財課でございます。議案第19号をお願いいたします。文化財の県指定についてでございます。資料1ページをお願いいたします。去る2月17日に文化財保護審議会が県指定とするように答申されました、次の3件の文化財につきまして、鳥取県の保護文化財で、鳥取県の名勝に指定することにつきまして、お諮りをいたします。

まず1件目でございます。保護文化財、古文書でございますが、大山寺文書でございます。員数のところ、10点となっておりますけれども、この10点が1つの巻物となっております、大山寺のほうにございます。指定理由でございますけれども、大山寺は度重なる火災を受けておりまして、今回の文書は例外的に消失を免れた貴重なものでございます。文書からは中世の大山寺の領地が広範囲に及んでおりまして、それらが天皇や将軍、守護などから公認された様子を確認できます。山陰地域を代表する大寺院に伝来した文書として重要であるのみならず、10点というまとまりをもって伝来した中世文書として貴重であり、本県の歴史上において重要なものでございます。

続きまして、2件目の小川家住宅と3件目の小川氏庭園は、酒造業、製紙業などで財をなして、県内屈指の資産家として倉吉の近代化の基盤をつくった小川家の住宅などの建物とお庭でございます。1ページめくっていただきまして、3ページの下のところに指定範囲図を付けておりますけれども、赤線で囲んだ敷地全体を名勝に、それから、そのなかで青い線で囲っております紫色の建物が保護文化財にというふうに考えております。戻っていただきまして2ページ目でございますが、まず建造物でございます小川家住宅でございます。小川家住宅の構成は、明治後期から昭和前期にかけて建築されました主屋、道具蔵、二階蔵、三階蔵、ビン詰場、旧仕込蔵の6棟でございます。指定理由でございますが、主屋は彫刻を施した腕木や湾曲した虹梁状の差鴨居など、県中部の近代の商家建築の特徴をよく示しているものでございます。また、洋館や茶室、蔵などが順次増築されてきておりますけれども、それぞれの時代での好み巧みに取り入れられておりまして、建築に関する時代変遷の動向を伺うことができます。小川家は重要伝統的建造物群保存地区から少し離れた位置にございますけれども、この小川家の周辺にも伝統的な建造物が多く残っておりまして、小川家はそのなかでも核となる重要な建造物でございます。

続きまして、3ページでございます。名勝、小川氏庭園でございます。小川氏庭園は昭和初期に作庭をされたものと推定されておりますが、構成としましては、前庭、中庭、敷地の南西側に独立して位置をしております環翠園、また、敷地からは離れておりますが、環翠園からの借景となっております水道山に中腹に立ちます十三重の塔も今回、構成要素の1つとされております。十三重の塔につきまして、4ページ的位置図の中で、赤いところが小川家住宅庭園でございますが、その下側に十三重の塔、少し離れておりますが、こちらのほうも指定したいというふうに考えております。指定理由でございますが、昭和前期に作庭された小川氏庭園は、神戸の出身で、関西を中心に活躍をされました庭師、巽武之助の代表作でございます。個人の近代庭園としては、山陰屈指の規模を誇っております。この地域の作庭技術・茶道等に与えた影響は大きく、芸術文化向上にも寄与した重要な庭園でございます。これにつきまして指定することについてお諮りをいたします。

[公開]

議案第20号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
文化財課長 説明

○文化財課長 続きまして、議案第20号でございます。鳥取県文化財保護審議会への諮問についてでございます。資料1ページをお願いいたします。文化財の県指定にあたりまして、条例の規定により審議会の意見を求めようとするものでございます。案件といたしましては、保護文化財「天文銘鉄製燭台」でございます。この案件は、先ほど県指定として提出をいたしました大山寺文書と同様に大山寺の宝物館霊宝閣に所蔵されている2点の鉄製燭台でございます。いずれも度重なる火災をまぬがれて、奇跡的に伝来されたものでございますけれども、軸の部分にそれぞれ天文19年、22年の銘が彫られておりまして、年代が把握できる金工品が少ないなかで、大変貴重なものでございます。ご審議のほう、よろしくをお願いいたします。

○委員長 19号については、これで、ここで議決すると、もう指定になるということなんですよ。

○文化財課長 これから告示をしまして、告示をもって指定となります。

○委員長 19号の3ページの紫の部分が、2番なのですよ。赤いところが3番目のこの名勝ということになっているのですか。

○文化財課長 はい、そうです。

○委員長 県内のものとして、最大規模になるのですか。

○文化財課長 庭園としては、山陰では最大級ということですよ。

○委員長 すごいですね。

○文化財課長 ちょっと面積的なものは分かりませんが、かなり大きな蔵もございます。

○委員長 これは一般公開されていますか。

○文化財課長 今現在は、まだお住まいでございまして、公開をしておりませんが、先ほど申しました保存地区から少し離れた所に一帯としてございます。こういう伝統的な建物の中核施設としてなんとか活用できないかということで、倉吉市のほうが今検討を進めておられまして、準備が整えば公開をしたいというような方向で進んでおります。

○委員長 ご商売は、もうされていないですよ。

○文化財課長 小川さんがつくっておられるわけではないですが、蔵の一部を人に貸しておられまして、一部つくっておられるところもございます。

○委員 住んでらっしゃるので、管理もしていらっしゃるんですよ。

○委員長 すごいですね。ちょっと行ってみたいですよ。では、19号も20号も原案のとおり決定いたします。

それでは、報告事項は、またまとめてご説明いただくということで、オカラケ及びビチについてお願いいたします。

[公開]

報告事項オ 平成27年度エキスパート教員の更新・認定について

小中学校課長 説明

○小中学校課長 はい。報告事項オ、平成27年度エキスパート教員の更新・認定についてでございます。小中学校課です。はぐっていただきまして、平成27年度から新たに認定します方と、それから更新の方について報告をいたします。3年間の期間になりますので、このたびの新たな更新・認定によって、平成27年4月1日から30年3月31日までの3年間の認定期間となる方についてでございます。2月27日にエキスパート教員の候補者の選考委員会を開催いたしました。そこの中で意見を聞きまして、教育長の専決により更新認定者を決定したものでございます。2ページのほうに、エキスパート教員選考に係る視点ということで、具体的な選考の視点について挙げておりますので、またご覧いただけたらと思います。

更新者につきましては23名で、小学校4名、中学校2名、高等学校13名、特別支援学校4

名でございます。4ページに、この更新認定者の一覧を挙げております。それから、新規の認定者については13名で、小学校3名、中学校2名、高等学校5名、特別支援学校3名ということで、こちらのほうにつきましては、3ページのほうに挙げております。既に認定されている方が63名ありますので、総数は99名ということになりますが、実際は、人事異動により、例えばエキスパート教員が管理職等になることがあると、この人数が若干減るといようなこともありますので、また、これについては、変更の可能性があるということでご承知いただけたらと思います。今回の更新についても、全員が更新というわけではございませんでした。いろいろその学校の状況によって、教務主任になったことではなかなか担任が持てなくて道徳ができなくなったので、辞退させていただきたいとか、病気休暇中なので役割は果たせないといようなことも伺っています。中には、なかなかエキスパートの役割が十分果たせなくなってきているので、どうしても辞退させていただきたいといようなものもございました。そういう方を除きまして、更新者23名となりました。3月25日に図書館のほうで認定者の授与式を行う予定で、活動につきましては、小学校を中心とした授業公開でありますとか、研究会等での指導・助言、それからいろいろな指導案、授業記録などの情報発信であるとか、連絡協議会を設けておりますので、これへ参加をしていただいて情報交換をしたり、また先進的な研究会への参加等々で還元をしていただくということになります。

また、来年度、この基準についても、特に小学校の今、教科等についてどうするかといようなことやICTのこと等もございましたエキスパート教員の選考について検討してまいりたいといふふうに考えておるところです。以上でございます。

[公開]

報告事項カ 平成26年度県立学校第三者評価結果について
高等学校課長 説明

○高等学校課長 報告事項カでございます。高等学校課がご説明申し上げます。平成26年度鳥取県立学校第三者評価の結果についてでございます。資料1ページでございますけれども、平成22年度から行っております第三者評価でございますが、平成26年度から2巡目の実施となりました。実施状況の表で、ございますけれども、今年度は鳥取東高校を始めとした8校が実施対象でございます。3の実施体制でございますけれども、評価委員24名を募りまして3名ずつの1チームで8校、8チームでそれぞれが1校を担当していただきました。8月21日に第1回の第三者評価委員会を開きまして、9月から11月の間に評価対象校に2回、2日間、学校訪問していただきまして評価をいただきます。2月20日に決定をいたしました。4ページにございますものが、その評価書でございます。鳥取東高校のものでございます。委員会として評価し、今後も継続・発展していただきたい主な事項、それから、今後、改善していただきたい主な事項ということを書きと書いていただいております。本日に、この評価書を学校にわたします。それを受けました対象校は、3月31日までに改善計画書を提出するということになっております。以上でございます。

[公開]

報告事項キ 平成26年度第2回鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会
会議の概要について
社会教育課長 説明

○社会教育課長 報告事項キ、平成26年度第2回鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会会議の概要についてご報告いたします。社会教育課でございます。めくっていただきまして、1ページでございますけれども、2月3日に教育委員会から諮問を受けました県民カレッジを含む県施策の状況、とっとり県民カレッジのあり方及び今後の生涯学習施策の推進施策について、第2回を3月4日に会議を開催させていただきました。(2)の意見の概要のところを見ていただきますと、第1回目のときに、大きくこの議論の論点といたしまして、3つの区分で第1回目のときに様々なご意見をいただきました。3月4日の第2回では、そのうち特に県の役割について、ご意見が集中しました。第2回目ときには、第1回目とほぼ同じような内容、さらに新たな視点ということでご意見をいただきました。特に県の役割といたしましては、様々な講座を開設いたします市町村での企画力の向上なり、その中核となる社会教育主事、これらの力を付けていく、そのあり方を見直すべきではないかというようなご意見もいただきました。また、これまで県が担ってきた講座の開設というよりも、様々な地域活動での旗振り役、特に人材育成に今後は力を注ぐべきではないか、そういうふうなご意見をいただきました。また、4つ目のポイントでございますけれども、県はそういった旗を振るだけではなく、どういうふうに県民の方がこういう講座なり学習に参加していただけるか、特に働く世代の参加が少ないということもあり、そういったこれまで参加が少なかった層も含めて、これをどういうふうに生かしていくかの仕組みづくりということを市町村なり民間団体のほうに伝えていく、そういう役割も担っていく必要があるだろうと、こういうふうなご意見をいただいたところでございます。今後の予定でございますけれども、こうした議論をさらに進めていき、新年度には、先進地視察も含めまして、2回程度の議論を重ね、11月秋以降に答申をとりまとめいくように考えているところでございます。以上でございます。

[公開]

報告事項ク 県指定無形文化財「木工芸」の保持者認定解除について
文化財課長 説明

○文化財課長 報告事項ク、県指定無形文化財「木工芸」の保持者認定解除について、文化財課でございます。平成27年1月19日に、鳥取県指定無形文化財「木工芸」の保持者でございます、森脇信夫氏がお亡くなりになりました。鳥取県の文化財保護条例の規定によりまして、条例を下に参考で付けておりますが、一番下に6番ということで、関係条文のところを太字にしておりますけれども、保持者が死亡したときは、当該保持者の認定は解除されたものとし、県指定無

形文化財は指定は解除されたものとするということになっておりますことから、亡くなられました1月19日をもって認定は解除されたものとして告示をいたしました。以上でございます。

[公開]

報告事項ケ 鳥取県立博物館の今後の施設整備のあり方に関するアンケートの結果について
理事監兼博物館長 説明

理事監兼博物館長 では引き続きまして、報告事項ケでございます。県立博物館でございます。博物館の今後の施設整備のあり方に関するアンケート、これは実施するというを先般ご報告しておりましたけれども、その結果がまとまりましたので、ご報告するものでございます。めくっていただきまして1ページのほうですけれども、これは3つの分野にわたる総合博物館として昭和47年に開館して以来40年以上経過して、いろいろ老朽化が進んで、深刻な問題を抱えておるということをお前提にして、有識者の委員会のほうからの意見がまとまってまいりましたので、3分野のうち1つは出て2分野が残るという格好でどうかと、そのどれがいいでしょうかということをお尋ねしたものでございまして、調査概要のところを書いておりますように、2月10日から25日まで、県政参画電子アンケート会員のモニター会員485名に対して行ったところ、401名から回答をいただいたというものでございます。これについて、性別・年齢等をお尋ねしておりますけれども、やはり電子アンケートということで、20歳未満の方は少ないというような年齢構成になっておりますが、住所等はある程度、自治体に即したような比率になっているのかなと、問4を見ていただくと分かるんじゃないかと思えます。特に問6で、あなたはこういう問題を抱えていることを知っていましたかということについては、やはり、議会等ではいろいろ議論が高まっておりますけれども、知らなかったという方が6割近くということでございますので、やはりもっと県民の皆さんにいろいろ議論していただいたうえでないと最終決定はできないなということを、改めて認識したところでございます。

一番肝心な問は3ページでございまして、問の7でございます。新たな施設を整備する場合、どのようにするのが良いと思えますかと、1が美術館を出す、2が自然館を出す、3が歴史館を出す、あるいはその他ということで答えていただきました。これについては、もうちょっと詳しい話を、情報を承知したうえでないと答えられないだろうということで、めくっていただいた4ページになりますけれども、別表でこういうそれぞれの選択肢についてのメリット、デメリット的なものを整理した表をお付けして、回答いただきました。ただこれ、電子アンケートということもありまして、メールで送りますので、この表は別にクリックしないと見られないという表ですので、なかなか見ていただけないのかなと感じながらやったわけでございますけれども、一応結果としましては、その問7のほうに書いておりますとおり、半分以上の方が美術館をつくるのがいいじゃないかというようなご意見でございます。それに次いで、自然館、さらに歴史館と続いております。その他として歴史・民俗分野は、やまびこ館と合体するというようなお考えを示された方もありますし、今のままでいいというご意見もございました。あるいは、倉庫だけ別

の場所にもっていけばいいじゃないかというご意見もございました。一応、各選択肢を選ばれた理由を自由記入で書いていただいたのが問8でございます。これをみますと、あまり見ていただけないんじゃないかと思っておりましたその施設整備の表、別表ですが、これを見ていただいたうえで、お答えいただいているというのがある程度分かるかと思えます。そこに書いてあったようなことを多少踏まえたとご意見が多ございます。例えば、問7で美術館を出すのがいいと回答された方では、城下町の名残を残して、周囲の景観にマッチした現在地は立地条件が素晴らしいとか歴史・民俗分野の常設展示は、現状として特別展など大型スペースが必要な美術分野に新築移転を希望するというようなご意見をいただいております。そういう理由で美術分野がいいと。あるいは、自然分野については、鳥取県の自然を誇り、護り、全国へ発信するためには、自然分野のための施設を分離したほうがいいというようなご意見がありました。歴史分野については、美術分野の施設を新たに整備しても、貯蔵品があまりないのではないかと、または歴史や民俗品は鳥取ならではの貴重なものがあると思うのでゆっくり鑑賞したいので、歴史館をつかってほしいというようなご意見がございました。

これについては、前にも申し上げましたとおり、このアンケートだけで選択肢を絞り込むというにはちょっと難しいと思っておりますので、あくまでも参考ということで、検討委員会のほうでも報告はしますけれども、これによって絞り込むということはいたしません。

[公開]

報告事項チ 県立博物館の劣化状況調査の結果について
理事監兼博物館長 説明

○理事監兼博物館長 引き続きまして、報告事項のチをご覧ください。博物館の劣化状況調査でございます。これについても結果がでましたので、このたび報告させていただきたいと思えます。裏のほうを見ていただきたいんですけども、7月29日から3月20日まで、設計業者に委託しまして、調査をしていただきました。調査内容は、現在の施設の建物の劣化状況と、その改修工事をしたらどれぐらい必要かということ、それとあわせて、耐震診断を実施いただきまして、耐震工事費も概算で出していただきました。両方共あくまでも概算でございますので、実際に施工するとなると、もうちょっと精査する必要があるものでございます。

劣化状況のほうでございますけども、この20年間ぐらいの時間にコストを計算していただいたんですけども、今回、改築等をするということになると、今後数年以内に改築する必要があるものは一度にやるんだらうということで、整理させていただいております。ご覧いただきますと分かりますように、消火設備から屋上・外装工事、受変電、電源設備等、さらには給排水設備や内装といったことで、合計12億円ほど必要になるということでございます。

あと、耐震性のほうでございます。(2)のほうでございますけれども、これにつきましては、いろいろ棟を細かく区分して、構造的に違うものですから、測定していただいております。ある程度くくっておりますけれども、展示室棟ということでまとめた、これは3つほどの棟に実は分解されるのですけれども、見てみますと、構造耐震指標といわれますI s値、これが0.30か

ら0.87ということです。講堂棟は、0.42から0.75、あと学芸棟ということで、ここは1.54から1.92ということです。このI s値が、どういう意味を持つかということにつきましては、その下に、ちょっと四角囲いの中に小さい字ですけれど書いております。0.6以上であれば概ね大丈夫です。0.3から0.6未満だとちょっと危なく、0.3未満は非常に危ないということでございます。今回は結果としまして、大体0.3から0.6の間ということで、地震等による倒壊の危険性はありますけれども、0.3を下回る箇所はないということで、非常に危ないという状況ではないということでございます。これにつきましては、実は平成8年に阪神大震災を受けまして耐震診断をしております。そのときには一応大丈夫という判定であったのですが、その後、耐震診断基準が変わっております、平成15年ぐらいに、変わっております、そういうこともありますので今回改めて調査してみたら、耐震性が完全に十分とはいえない状態だということが判明したということでございます。この不十分さにつきましては、0.3以上0.6未満のところは一応どういう建物があるかというのを例示しておりますけれども、これをみますとそんなすぐすぐに一気に明日にでも改修しなければならないという状態ではないのではなからうかと思えます。0.3未満のところ、特に0.1台になりますと、すぐにでも使用中止をしているような所もありますけれども、0.2の県庁本庁舎あたりもですね、この耐震性がこの程度だということが分かってから数年後に、やっております。そういうスパンでは、やっぱり改修しなければいけないんじゃないかということで、この工事費でございますけれども、書いておりますように14億円程度ということでございます。こういう状況でございますので、博物館の施設整備の方向性が決まり次第、当然、そのための工事をする必要がございますので、できるだけ速やかに、かつ一度にやれば無駄が省けるということもでございます。耐震補強工事14億円と諸々の改修工事とは一緒にやれば、何億円かは節約できるというような話も伺っておりますので、そういったことで無駄が生じないようなスケジュールと方法で、改修や補強を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長 質問、ご意見等どうでしょうか。

○委員 報告事項クの保持者の認定解除になった代わりの方はいらっしゃいますか。

○文化財課長 はい。認定のほうは認定のほうで、個別に各分野ですね、木工芸にかかわらず、今後相応しい方を選んでいきたいというふうに思っておりますので、また、ご協議をさせていただきたいと思えます。

○委員 第三者評価は、すごくどこもいい評価をしていただいているなと思えました。特にそれぞれの学校が取り組んでおられることを評価していただいているので、引き続き、取り組んでいただけたらいいのかなと思えます。あと、具体的に少し改善を要するところがありましたので、しっかりとそれに取り組んでいただくことによって、より良い学校になるので、こういう評価制度はいいなと思えました。

○委員長 この第三者評価は、特に学校ではどのように生かされていくことになるのでしょうか。

○高等学校課長 これは、概評とそれから主な項目をお示ししておりますけれども、実は点検をすべき項目は、中項目・小項目とございます。それぞれについてA・B・C・Dと委員が評価をしておられます。ですから、改善すべき点というのは特定されますので、それに関してどうやっ

ていくのかということをお学校はこれを受けまして考えます。それで、改善策を会議等で練って、こちらに提出をしてくるような形のサイクルで改善していきます。

○教育長 学校だけで課題が解決できる部分と、教育委員会も協力しながらやらないといけない部分と両方出てくると思いますので、学校の考えがベースになりますけども議論しながら進めていきたいと思います。

○委員 2巡目は、1巡目と同じ順番で実施される年度は、決まっているのですか。

○高等学校課長 基本的にこの順番が問題なければいいと思って進めております。

○委員 27年度は、平成23年度に受けられたところでそね。

○高等学校課長 一応そういう予定にしています。4月に決定をいたしますけれども、そういう原案でいくのかなと思っています。

○委員 中長期のビジョンが実際、難しいのかと思ったのと、あとやっぱり高校は各教科の専門性が高いので、職員の研修の部分がちょっと弱い所があるのかなと思いました。

○高等学校課長 そういったことを受けまして、先ほど教育長も申しましたけれども、こちらでも研修機会の提供や受けられるようなことをやっていく形になろうかと思います。

○委員 博物館のほうは劣化状況調査の結果を踏まえて、最終答申をまとめられるのですか。

○理事監兼博物館長 一応、これまでの検討委員会のほうでもこの調査状況はどうなっておるといことは聞かれておりましたので、今度は23日に委員会をしますので、そこで改めてこの資料も提示させていただいて、議論していただいたうえで、調査報告に反映させていくということになると思います。

○委員長 学校評価のところでは1点、倉吉総合産業高校の課題のほうで、手話の取組が不十分であるというのが、課題の1番にこれが出てくるというのは、どういうことですか。

○高等学校課長 おそらく一番目立った部分だったと思われます。どこの学校につきましても、ある程度のことは取り組んでいるということですが、ほぼそういう形が見られなかったところだろうと思います。

○委員 評価項目の順番について基準があればいいですけどね。

○委員長 順番が最初なので、もちろん軽んじることでは全くないんですけど、ちょっと変な見え方だなと思いました。

○教育長 調整可能だったら、順番を一番最後にしましょう。

○高等学校課長 そうですね。分かりました。

○委員長 それから、鳥取東高校と境高校で、課題のところではちょっと委員がおっしゃっていましたが、中長期のビジョンが出てくるということは、組織としては機能していないのではないかと、民間企業では思うんですよ。こういうことが出てくるのは、どういうことなのですかね。

○高等学校課長 長中期のビジョンですね。

○委員長 要するに、学校という1つの組織の中で、組織全体の目標の共有が甘いのではないかと、というようなことですよ。

○高等学校課長 確かにそれはとても基本的なところで、学校運営、組織として動いていくうえ

では、どのような形で共有していくのかというところの工夫がないのかもしれないと思われます。この両校とも、積極的に学校の取組として、新たなものを取り組んではいらっしやいますけれども、大きな規模の学校である分だけ、そしてまた様々な教科、様々なことに向かっている分だけ、今この学校では何がしたいんだというところを、きちんと教育するということは必要だと思いません。そこの指標の工夫が多分問題なのかなと思いますので、そういったところが今回改善点として、どのような形で工夫されるかというところは、見ていきたいと思えます。

○委員長 例えば智頭農林高校など課題意識が明確なところは、もちろん課題意識を持って取り組んだからといって、その状況がすぐ変わるわけではないということで、例えばこの改善点として、1番に出てくるようなことは分かります。鳥取東高校と境高校でこういうのが出てくると、やっぱり漠然とした進学校というようなイメージの中で、まだやっているとところがあるのかなと思うのですよね。さっきも申し上げたことなんですけれど、例えば、プロ野球のチームが、現場があつてフロントがあつてというような感じで、フロントが事務局ですよ、学校の場合は。事務局があつて現場があつてということのなかで、目標とか課題ということをしっかり持って、それぞれのチームが考えながら、学校を1つの組織としてより強くしたいんだという構えを、我々も強く持っていないと、鳥取県の教育の個性というものが出てきづらいんじゃないかなと思います。

○教育長 委員長がおっしゃるとおりだと思います。この改善の指摘が、どのあたりからのデータから出てきているかというのを、よく確かめないといけません。鳥取東高校と、境高校とは、ちょっと書きぶりが違いまして、境高校の場合は、かなり校長が、リーダーシップを持ってやっているんだけど、というのが前段で評価されていて、ただ一部教職員に理解されていないというあたりが、少しうまくいってない職員がいるということなのかなと思います。少しそのあたり、ちょっと状況も確認しながら、進める必要があります。これも、おっしゃるとおりで、いい制度をしっかりと活用して、いい循環を、事務局含めてつくっていくことが、鳥取県の教育をレベルアップしていくことにつながるんだと思います。

○委員 客観的に見ていただいて、こういう指摘が受けられることは、すごくいいなと思えました。でも、それを活かしていないといけませんね。

○教育長 そうなんですよね。そこが大事なところです。

○委員 評価結果はどの範囲まで公表されるのですか。

○教育長 これは、ホームページにも載りますか。

○高等学校課長 はい、ホームページにも載るようにしています。

○教育長 学校のホームページに、載るのですか。

○高等学校課長 はい。学校のホームページにも載ります。

○教育長 これはまた、改善計画が出てまいりますので、折に触れて、議論をさせていただいたりして、またスクールミーティングなどにも、こういう部分も生かしながら、見ていただきたいと思います。

○委員長 組織というのは本当に生き物なので、あまりリーダーシップが強ければいいという話でもないのだからやっぱり難しいですけど、印象としては、従来からの因習的な空気の中で営まれ

ている部分がまだあるんじゃないかなあとと思います。それはやっぱり、現代の状況のなかでは、もちろん、現場の先生一人ひとりの実践を重んじながらも全体としてはこういう明確な意識を持って団結して進んでいこうということを、学校のあるべきあり方という認識を、基本的には、より一段強く持っていたかかないと、どうも現在の状況に対しての適応評価ができないんじゃないかという危惧を持ちます。

他はいいでしょうか。では、今ご報告いただいた件については、以上とします。残りの報告事項については、説明を省略します。

4 その他

○委員長 それでは、報告事項終わりました、何か各委員の皆さんからございましたら、自由に発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

はい。それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会とします。次回は3月24日、または25日の午後に、教育振興協約締結に係る臨時の教育委員会を開催したいと思います。

以上で本日の日程を終了します。ありがとうございます。お疲れさまでした。

○（一同） お疲れさまでした。